○農林水産省環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十六日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月十日

農林水産大臣　森山　裕
環境大臣　大塚　珠代

承認番号　16－46Ｐ－0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長　新浪　剛史 大阪府大阪市北区堂島浜２丁目１番40号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション（*F3′5′H*, *DFR*, *surB*, *Dianthus caryophyllus* L.）（11363, OECD UI：FLO－11363－2）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	観賞の用に供するための使用、栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	－

承認番号　16－46Ｐ－0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区京橋二丁目５番18号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ（改変*cry34*, *epsps*, *cry1A.105*, 改変*vip3A*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（MON87427×MON89034×MIR162×NK603, OECD UI：MON－87427－7×MON－89034－3×SYN－IR162－4×MON－00603－6）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	－

○経済産業省環境省告示第一号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第六十四号）の施行に伴い、有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（二千五年十二月一日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項（平成十七年経済産業省告示第十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年二月十日から施行する。

平成二十八年二月十日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

２の⑸のニ中「様式第四」を「様式第一」に改める。

○国土交通省告示第二百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十八年二月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県静岡市葵区大字坂本

字半ノ地	一号
二二番三	三八番一
字桑山	二三番
一二番三	字堂平
五二番二	四四番二
字ヒヂウチ	六〇番一の一
六二番	字ノキノヤマ
一八五番	九五番四
八九番三	六八番一
十二号	十三号
二号	三号
十一号	四号
五号	六号
七号及び八号	九号
十号	

○国土交通省告示第二百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

糸川左支川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県熱海市笹良ヶ台町

一七五六番七七	一号及び二号
一七五〇番四	三号
一七五〇番三	四号
一七五〇番二	五号
一七五〇番一	六号
一七五一番一	八号
一七五七番一	十七号

静岡県熱海市日金町

一〇五一番一	七号
一〇五一番三	十二号
一〇五〇番二一	十三号
一〇五〇番六	十四号
一七四八番五〇	十五号
一七四八番三二	十六号

静岡県熱海市伊豆山

字土沢後　一一六五番一一　九号から十一号まで

静岡県熱海市緑ガ丘町

一七五七番八　十八号及び十九号

二　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仏体飼戸沢

⑵　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県藤枝市岡部町内谷

字杉山　二〇八五番一〇から二〇八五番一二まで、二〇八五番一五、二〇八五番二九、二〇八五番三〇及び二〇八五番三二